

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

保安林の指定予定(造林課)

保安林の指定の解除予定(五件)(〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

◇選管告示 委員長の職務を代理する委員の指定

選挙管理委員会の招集

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百八十二号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別
		題 号	表示された発 行所名		
3709	雑誌その他 の刊行物	THEラジャース	トリス出版	LJ11-81-K	トリス出版
3710	〃	同性発情 密着交遊	トリス出版	LF1-カD	トリス出版
3711	〃	発情ホール セーラー服情話	トリス出版	LE1-オE	トリス出版
3712	〃	あげまん女 幸福の行方	Do 企画	LF1-カA	Do 企画
3713	〃	淫靡愛蔵 お口で愛して	Do 企画	LF1-カC	Do 企画
3714	〃	激交本番 総着駅	Do 企画	LF1-カB	Do 企画
3715	〃	少女L I P	Do 企画	SL1-81-K	Do 企画
3716	〃	汁漏れ疾穴	Do 企画	LE1-オJ	Do 企画
3717	〃	Spoon vol.41	Do 企画	SP1-81-K	Do 企画
3718	〃	HUMMING	Do 企画	HM1-71-K	Do 企画
3719	〃	Milkey	Do 企画	MK1-71-K	Do 企画

3720	"	MESSAGE	ME 8—K	Do 企画
3721	"	アップル通信 3月号	雑誌 0155 9—9	三和出版株式会社
3722	"	劇画ジャンプ 3月号増刊 観きSPECIAL	雑誌 0363 2—3	株式会社サン出版
3723	"	オレソジ通信 4月号	雑誌 ト021 89—4	株式会社東京三世
3724	"	ギヤルズ・アクション 4月号	雑誌 0258 9—4	考友社出版株式会社
3725	"	コスモス通信 4月号	雑誌 1396 3—4	考友社出版株式会社
3726	"	CITY PRESS 4月号	雑誌 0433 9—4	株式会社東京三世
3727	"	美少女CLUB 4月号	雑誌 0763 5—4	株式会社サン出版
3728	"	ビデオラッシュ 5月増刊号	雑誌 ト113 80—5	株式会社浪速書房
3729	"	過激ビデオ 6月号	なし	三共図書出版社
3730	"	過激ビデオ	なし	三共図書出版社
3731	"	ピンクmania 7月号	なし	三共図書出版社
3732	"	ルソルン写真 7月号	なし	三共図書出版社
3733	"	不倫妻流腸図鑑 創刊号	なし	プラザ出版

鳥取県告示第五百八十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字中名馬山二六三の一、二六四

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

字名馬山二六三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字徳丸字竹市谷一六五一、一六五二（次の図に示す部分に限る。）、一六五三、一六五四（次の図に示す部分に限る。）、

字中赤岩一六六一の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字金山二二四、二二五、気高郡青谷町大字山

根字上式田三〇二、三〇五、三〇六、字式田八二八、大字河原字大平

四四八、四八〇、字古宮一二六九の一、字大石谷一三〇〇

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

字金山二二四、二二五、字上式田三〇二（次の図に示す部分に

限る。）、三〇五、三〇六、字古宮一二六九の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

鳥取市上町八五（次の図に示す部分に限る。）、覚寺字飛ト谷七九

八、岩美郡國府町大字町屋字甌山五七一の一（次の図に示す部分に限

る。）、気高郡気高町大字宝木字母木坂一五一一、青谷町大字吉川字

屋敷廻り五六の一、五七、字ナメラ三四六、三四九

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字穂見字老ヶ谷奥八四〇・字奥山八四二の一・大字
南方字後谷奥一四六二の一・一四六四の四・字風穴一四八四の一・一
四八四の二・字大谷一四九八・字大原陰一五四一・字家之奥一五九五
・一五九六（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字南方字後谷奥一四六二の二（次の図に示す部分に
限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字長坂八五二の二〇・字大廣戸九一八の三（以
上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の二四・一二九六の二五（以
上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字木ノ村奥三五二（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷六九九の一・六九九の一・六九九の

一二・字高丸七〇〇の二・七〇〇の三一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から平成七年三月三十一日まで
四 事業地

1 収用の部分 昭和四十七年二月鳥取県告示第百十六号、昭和五十二年四月鳥取県告示第三百五十二号、昭和五十三年六月鳥取県告示第五百五十四号、昭和五十五年二月鳥取県告示第五百五十四号、昭和五十八年九月鳥取県告示第七百七十七号、昭和六十年六月第六百八十九号及び昭和六十二年十月鳥取県告示第八百十六号の事業地に鳥取市津ノ井、桂木、杉崎及び南栄町を加え、同市生山、海蔵寺、桜谷、大杓、東今在家、滝山、卯垣一丁目及び正蓮寺地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

平成二年六月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

住 所 氏 名

八頭郡若桜町大字来見野五六九 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年六月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成二年六月二十七日(水)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三 議題 若桜町長選挙に係る審査申立てについて

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成二年六月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機		ジャンケンセブン アラシキングP一 ドッカン島P一 ピヨヨンマン	株式会社ソフィア
回胴式遊技機		アメリカーナマグナム ドリームセブン	ユニバーサル販売株式会社 高砂電器産業株式会社